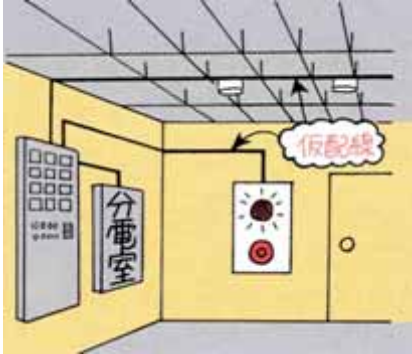


4 消防用設備等の強化

誘導灯、非常ベル、自動火災報知設備等の使用不能に対しては、仮配線による機能確保



スプリンクラー設備や屋内消火栓設備の使用不能に対しては、消火器増強及び巡回強化



使用不能となる避難階段がある場合は、他の系統の階段を使用

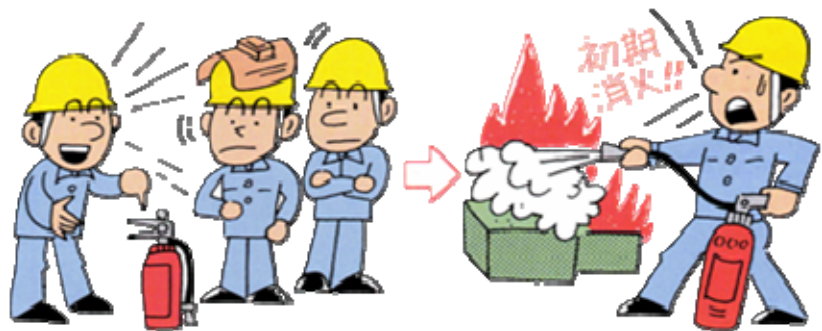


5 防災教育・訓練の徹底

全工事人に工事作業中の遵守事項や任務分担を就業時に周知徹底する。

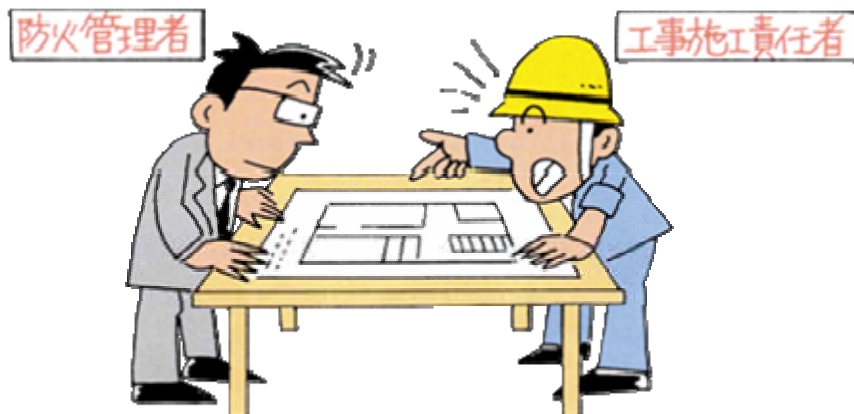


消火器等は全員が使用できるようにするとともに、定期的な訓練を実施する。



6 その他

作業の終了時には、火元責任者が念入りな点検を実施し、その結果を工事施工責任者が防火管理者等に必ず報告する。



3 工事中の消防計画

(1) 新築工事の場合

一定規模以上の新築工事では、管理権原者（工事現場の作業管理、工事に関する物品管理等に係る管理権原を有する工事の受注者等）が防火管理者を選任し、選任された防火管理者が消防計画を作成し管轄消防署に届け出ることが義務付けられています。

防火管理者を選任しなければならない建築物

外壁及び床又は屋根を有する部分が次のア、イ、ウに定める規模以上である建築物であって、電気工事等の工事中のものうち**収容人員が50人以上のもの**。

ア 地階を除く階数が**11以上**で、かつ、延べ面積が**10,000㎡以上**

イ 延べ面積が**50,000㎡以上**

ウ 地階の床面積の合計が**5,000㎡以上**

収容人員とは、工事作業員等の従業員の数で、工事期間中で1日の従業員の数が最大となる数

消防計画に定める内容

- ア 自衛消防の組織に関すること。
- イ 消火器等の点検及び整備に関すること。
- ウ 避難経路の維持管理及びその案内に関すること。
- エ 火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
- オ 工事中に使用する危険物等の管理に関すること。
- カ 防火上必要な教育に関すること。
- キ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- ク 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ケ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
- コ その他防火管理に関し必要な事項。

(2) 増・改築工事等の場合

工事期間中は、通常時と防火管理体制が異なり、既に作成した消防計画では対応できないため、防火管理者等が工事中の消防計画を作成し管轄消防署に届け出ます。

工事中の消防計画を届け出なければならない防火対象物

ア 建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に**仮使用**するための申請がなされたもの。

イ 消防法第17条の消防用設備等の増設、移設等の工事を行う防火対象物で、当該設備の**機能を停止させるもの**又は**機能に著しく影響を及ぼすもの**。

ウ 防火対象物の構造、用途等から人命安全対策上又は火災予防上必要と認められるもの。

(1)に該当しない新築工事で、地階の階数が**4以上**のもの又は地階を除く階数が**11以上**で延べ面積が**3,000㎡以上**のものでは、工事施行責任者が防火管理責任者を定め防火管理者と同様の防火管理業務を実施させます。

また、右の内容を定めた工事中の消防計画を作成し、管轄消防署に届け出ます。

工事中の消防計画に定める内容

- ア すべての工事中の消防計画に定める事項
 - (ア) 工事計画及び施工に関すること。
 - (イ) 工事中の防火管理体制に関すること。
 - (ウ) 工事期間中の工事人の教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知に関すること。
 - (エ) その他工事に伴う特異事項。
- イ 該当する場合に定める事項
 - (ア) 工事に伴い機能に支障が生じる消防用設備等の代替措置に関すること。
 - (イ) 工事に伴い機能に支障が生じる避難施設等の代替措置に関すること。
 - (ウ) 火災発生危険等に対する対策に関すること。
 - (エ) 工事に伴い使用する危険物等の管理に関すること。

届出等の詳細については、[お近くの消防署](#)へお問い合わせください。